

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO
会館条例の一部を改正する条例

保健福祉課

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

平成28年5月17日 岡山県公報 号外

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

七〇八会議室	一、一三〇円	一、六四〇円	三、二九〇円
七〇九会議室	一、一三〇円	一、六四〇円	三、二九〇円

を

七〇八会議室	一、一三〇円	一、六四〇円	三、二九〇円
--------	--------	--------	--------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例について
地域福祉を推進するため、福祉関係団体に活動の拠点として提供することに伴い、会議室の一部を廃止したものである。